

2010年8月4日

鹿児島県知事  
伊藤 祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会  
委員長 野元 徳英  
日本共産党県議団  
代表 まつざき真琴

## 南大隅町の災害での災害救助法適用についての申し入れ

南大隅町では、先月4日以来、繰り返し山の斜面が崩落し、下流の集落に土石流災害をもたらしました。県として、国や町と協力し、災害復旧や被災者の支援にご尽力のことと思います。

わが党は、7月9日と13日に、現地へ赴き、災害現場を調査すると共に、避難所を訪問し、避難住民のみなさんを激励し、意見や要望を伺いました。また、森田俊彦町長とも懇談し、町としての取り組みについて伺いました。そして、その結果をもとに、7月14日に、県知事に対して、災害救助法適用を含め6項目について申し入れを行いました。

国会においては、衆議院の災害対策委員会が現地を視察し、その後、委員会が開催されております。

7月29日の委員会で、日本共産党の高橋千鶴子委員が、南大隅町の実情から、災害救助法の適用の有無について質したところ、政府としては、適用を検討したが、それを鹿児島県が適用しないと判断したことが厚生労働省社会援護局長の答弁で明らかになっています。国が適用をすすめているのに、県が適用しないと判断していることに、納得できません。適用されれば、その範囲の南大隅町の負担がなくなり、被災者の支援や災害復旧についての町の負担は大きく軽減されます。

住民のみなさんが、一日も早く、安心・安全な生活を取り戻すことができるよう、県が下記の点について取り組まれるよう、申し入れるものです。

### 記

1. 災害救助法を適用していただきたい。

以上